

タンザニア「1999年村土地法」における土地所有権

「総有論のミニ法人論的構造」との比較考察

雨宮洋美*

Land Property Right on “Tanzania Village Land Act, 1999”

Comparative Study with the Theory of “A Group of Householders Using the Commons as a Mini-Corporate Body”(Kato (1996))

AMEMIYA Hiromi*

Abstract

This paper aims to make clear what is property right on Tanzanian land prescribed in “Village Land Act, 1999”. Through comparative study with the Theory of “A Group of Householders Using the Commons as a Mini-Corporate Body” Kato (1996), it seems that Village Land Act has structure of commons theory having frame of trust. Then its purpose is expected to restraint on marketability of village land to maintain safety net for village community.

Not apply to only African countries, this kind of property right structure will be applicable to other countries having own customary land right. Appropriate strength of traditional land right can be useful way to balance between demand on marketability and conservation of local people’s safety net.

はじめに

村共同体を基準とする「1999年タンザニア村土地法」(以下「村土地法」と記述する)¹⁾(URT.1999a)は、アフリカの実情に即し、慣習上の権利を制定化した点で画期的である。雨宮(2003)においては、「村土地法」の内容を概観し、タンザニアの土地所有権が、所有権の権利主体、使用目的、条件、収益及び処分に際して、家族及び村共同体の利益をも考慮して設けられた様々な制限のある権利であると述べた。所有権の内容には使用、収益及び処分の三つの権能があ

るが、タンザニアの土地所有権は、その三つの権能のすべてを備えつつも、それぞれ近代法より幅及び制限のある権利であるといえよう。「村土地法」制定から二年以上経過した今も、実施を阻む要因の調査及び金融業界からの譲渡抵当の問題指摘などに見られるように、「村土地法」に関する政策的非難及び散発的な調査こそあるものの²⁾、「村土地法」規定の所有権についての考察はされていない。かかる背景を踏まえ、本稿は、タンザニアの「村土地法」規定の所有権構造を明らかにするため、法文に規定される土地所有権を、共同所有の一形態とし

*名古屋大学大学院国際開発研究科国際協力専攻博士後期過程 E-mailアドレス: m000201d@mbox.nagoya-u.ac.jp

て議論されている総有論、とりわけ加藤（加藤1996）の「総有論のミニ法人論的構造」論と比較考察することを目的とする。また、本稿はアフリカの多くの国で現在行われている土地改革における実質的問題ともいえる所有権の考察の一事例としての役目も果たすことが期待される。

タンザニアのすべての土地は、「1999年タンザニア土地法」(Land Act, 1999: 以下「土地法」と記す)³⁾(URT.1999b)により公有地(public land)と定められる。('土地法'第4条(1)項)。公有地は、「村土地」(Village Land)、国立公園などを含む「保留地」(reserved land)及び「一般の土地」(general land)に分けられ('土地法'第2条)、村土地部分について別法として制定されている法律が「村土地法」である。タンザニア国土において、約69%が村土地とされ(Sijaona 2002: 34)、村土地には全人口の8割以上が居住するといわれることから、一般のタンザニア国民と極めて密接な関係にあるのが「村土地法」である。かかる重要性及び「村土地法」規定に対する筆者の関心から、本稿では「村土地法」を中心に扱う。「村土地法」及び「土地法」は1999年に制定されたが、財源及び人員不足を主たる理由として、2003年現在においても施行にいたっていない⁴⁾ことを先に述べておく。

なお、タンザニアの村は「2000年現行地方政府法」(Local Government Laws, Revised, 2000)(URT 2000a)(以下「地方政府法」と記述する)第22条に従い登録(register)されるタンザニア行政の最小単位である⁵⁾。10,832ヶ村あるとされている(Sijaona 2002:34)「村」は、例えばモロゴロ州では1ヶ村あたりの構成員は約120人が

ら5,540人の村までその規模は多岐にわたる⁶⁾。村は、村長(Chairman)と村事務長(Secretary)を含む選挙で選ばれた15人以上25人以下の構成員から成る行政権(executive power)を備えた「村評議会」('地方政府法'第56,142条)を持ち、18歳以上の全村人が参加する、村の政策決定における最高権威(supreme authority)('地方政府法'第141条)である「全村会議」(Village Assembly)('地方政府法'第55条)を有する。

なお、「土地法」及び「村土地法」制定に至るまでの一連の土地改革には、アフリカ諸国で一様にみられる世銀を中心とするドナーの圧力がある。世銀は土地の権原(title)の個人化を推進するが(WB 1994:19)(WB 2002:35)、行政制度が未熟なタンザニア社会は個人の所有権を確立しうるだけの基盤を有しているとはいいがたい。さらに、社会福祉の制度も皆無であり、一種のセイフティ・ネットの役割をも備えた共同体的な土地保有(communal land tenure)が、現在も村々でごく自然にみられる事象である(Yoshida 2002:3,5)。かかる実態からは、いまだに人々の生活は最も身近で密接な村共同体⁷⁾を基盤として営まれていることは明らかである。従って、タンザニア国家は、いわゆる近代国家⁸⁾からはほど遠く、人々の暮らしは村共同体を基本として営まれ、生活はそこで完結しているのが実態であることを前提として述べておく。よって、そこに生まれ死んでいく人にとってタンザニアの村は、村行政を司る村評議会を中心とした擬似国家ともいえるほどのひとつの小宇宙である。

以下、I.で加藤(1996)のミニ法人論の概

観、II.で「村土地法」規定の考察、III.で「村土地法」規定のミニ法人論的構造との比較考察、IV.で土地の市場化とその対処としての「村土地法」規定の機能について述べる。

1. 共同所有論とミニ法人論の概観

以下、1. 2. にて共同所有論における三分法、共有及び合有における加藤（1996）の法人論的見解について概観し、タンザニアの「村土地法」の規定内容に当てはめられると考える総有論を3. にて概観する。

1. 共同所有論

日本の共同所有論では、共同所有の「共有」、「総有」及び「合有」という三分法が、通説とされている（我妻 1961:124）。このうち民法典に規定されているのは共有（民法第249条以下）だけである。「共有」は、共有物全体の持分に応じた使用、収益、分割請求権を有し共有持分を個人の自由で処分することが可能であり、「完全な所有権を一人にて有する場合とは単に所有の分量に於て異なるのみで其の性質・効力・作用等に於ては少しも差異がない」（石田1935:78）といわれるような概念である。加藤（2003）は、共有を現代的私法の個人主義的性格を有するものとし、これに対し、「総有」及び「合有」を法人論的実質を有する団体主義的性格をもつものと分類する（加藤2003:305）。

2. 合有

合有論の起原は、古代ゲルマン社会の家長死亡の後における、家産に対する共同相続人の団体的所有だといわれる（石田1935:89）（川島 1987:184）。そして、加藤（1996）が生産手段の主体である家族の離散

を防ぐために法的概念としての合有論が出現したと述べているように、合有論は共通の生産目的を持つ団体の構成員の連帯を保つ機能を持つ（加藤 1996:160）。

我が国において、民法典には合有は規定されていないが、組合員の財産規定に関して「組合員財産は総組合員の共有に属す」と規定する民法第668条について、「共有」がその実質から「合有」であると解されており、合有論が機能する典型例は組合といわれている⁹⁾。合有は共同目的のため、分割請求・持分処分に制限がある共同所有といえる¹⁰⁾。

加藤（1996）は、「合有論」の概念を「法律上、法主体となっていない組合の団体的一体性を確保するためのミニ（私）法人論としての機能をもつ」（加藤1996:165-166）（加藤 2003:322）ものとする。法人化されていない組合や家族共同体の事業を、共同所有の形態をとりながら事業継続をはかる私法人的とみなすものであり、これにより加藤は合有論をミニ私法人論と定義している（加藤 2003:322）。合有論をミニ私法人論と定義することに対し、総有論をミニ公法人論と定義しているのだが、これについては以下に概観する。

3. 総有

総有論は、古代ゲルマン法系の総有に由来する（石田1935:86）。しかしドイツだけに見られる特殊な形態ではなく、ほかの民族においても普遍的に存在した所有形態である（川島 1987:182）¹¹⁾。総有において各共同所有者は持分権を持たず、分割請求もできず、入会集団の構成員たる資格を離れて採取、収益権を処分することはできないとこ

るから、ゲヴェーレ的性格を残した身分権の権利であり、現在においてその典型は入会集団であるムラ¹²⁾とその構成員がもつ入会権にみられる(加藤 2003:320-321)。

日本の研究の変遷を見ると、明治以前から入会権は入会集団の総有的支配であることが認められてきている(戒能 1958)。しかし、明治以降の実態的調査により、入会慣行は存続してはいるが、明治以降顕著な変化をとげていることが明らかにされた。主に、古典的な入会稼の利用から契約利用等への変化、そのような変化に伴う売却代金の分配並びに転出した入会権者の補償並びに入会権の内容の変化に伴う入会権者の資格認定の変化等について指摘又は議論されてきた(渡辺 1993:47-48)。また、明治初期に行われた入会地の山林原野官民有区分により、無主物の国有地化がはかられたことは国と入会慣行をもつ地元住民との衝突を生んだ。というのも、入会地について私有地又は官有地の区別が行われ、加藤(2001)が「所有、非所有の中間状況にある」と表すような権利関係の曖昧な入会林野について純粹私有地化されるか、官有地化されることになり、入会権が消滅させられることになったからである(戒能 1977:23-39)。農民の従来慣行が無視されるようになったことについて、戒能(戒能 1958)が激しく当時の司法判断を非難し、その後川島がその批判を発展させ、国有地上の入会権の存在を認めることが通説となった(黒木 1988:35)(渡辺 1993:48-49)。また、従来平等とされてきた入会権者の持分について、入会権者の権利範囲の確定のために実態としての不平等の関係把握の必要性が川島により(川島1968)主張されている。これらの

研究の変遷から、日本の社会・経済的変化の過程で変容を遂げつつ入会権としての慣行は変わらず存続していたこと、国家法との軋轢の歴史を経ながら入会権は現在も存在する権利と把握されていることがわかる。

加藤(1996)は村落共同体を一種のクニ的公法人-国家としての役割を果たすムラのような公的な団体とみなし、この意味で総有をミニ国家的な役割を果たすある種の公法人的性格を有すものとする。そしてその目的は共同体としての一体性を確保することにあると述べている(加藤1996:183)。また、そのクニ的公法人性により国家的実態を呈する行政機構を保ち、部外者への譲渡を防ごうとする目的として、共同体の外形を維持し秩序を保つことを指摘している。そして、加藤(2001)では、白人のアメリカ大陸への移住に始まる開拓によるアメリカ・インディアンへの圧迫への対抗措置および自らの近代化の証として制定したチェロキ族のチェロキ憲法¹³⁾の例がとりあげられている。チェロキ憲法では土地を共有制とし、チェロキ・ネイションの土地の部族外への譲渡を禁じ、チェロキ族以外の者はチェロキ・ネイションの土地を所有できないという身分と直結した土地所有が示されている。そして、これが総有論のミニ公法人的構造をとっていると言えること、及びその目的を共同体の一体性を維持することに見出している(加藤 2001:128-131)。さらに、この説が個人的な土地の所有権が確立していない多くの国にあてはまることも例示されている(加藤 2001:135-139)。タンザニアは、前述のような村共同体を単位とした営みが実態であり、タンザニアの村をチェロキ・ネイションの事例に重ね総有論を当てはめ

で考えることができよう。

II . タンザニアの「村土地法」規定の考察

慣習上の土地の所有権を制定法化した点で、「村土地法」が画期的であることは前述のとおりである。以下、まず1.において「村土地法」の構成を把握する。次に、2.において同法の特徴的な点と考える土地配分、使用、収益および処分の権利の内容、従来慣習的に入会利用をされてきた土地の明文化規定について概観する。そして最後に3.として、同法の例外規定について述べたいと思う。

1 . 「村土地法」概要及び「土地法」との関係

タンザニアでは全国土が国民を代表する受託者 (trustee) である大統領に付与される公有地 (public land) であることが、「土地法」規定第4条(1)項により明示される。そして、公有地の一範疇である村土地 (village land) に関する制定法が、全66条から成る「村土地法」である。「村土地法」及び「土地法」制定以前は、タンザニア国民 (Tanzanian citizen) に対しては「みなしの占有権」(deemed right of occupancy) が慣習的に認められていた。「村土地法」は、同法制定以前から慣習的に認められていた「みなしの占有権」を「慣習的占有権」(customary right of occupancy) と規定し、明文化したものである。また、「土地法」制定以前に、主として植民者に対しては、近代的土地所有権と同質の、権原登記証明書 (certificate of title) の発行を伴う「付与された占有権」(granted right of occupancy) が認められていた。「土地法」はこれを「付与された占有権」と規定し、タンザニアの

占有権の基礎として扱っていると思われる(「土地法」第2条)。なお、両法が制定にいたるまでの歴史的経緯および政策変遷については雨宮(2003)を参照されたい。

2 . 「村土地法」の特徴的内容

(1) 村評議会の役割と土地の配分

タンザニア行政の最小単位である「村」の「村評議会」(Village Council) から土地配分を受けることになった点は大きな変化である。第8条(1)項に基づき、村評議会はすべての村土地の管理に責任を負うことになっている。その役目は「村評議会が受託者 (trustee) として受益者を代表する所有地 (property) を管理する」(第8条(2)項) と表される。

「村土地法」第IV章B.の慣習的占有権 (customary right of occupancy) の付与 (grant) と管理 (management) という見出しからも明らかなように、村評議会が一元的に土地を管理・運営していると言い換えることができる。「制限のある使用、収益及び処分の権利」(「村土地法」及び「土地法」ではright of occupancy という語が用いられる¹⁴⁾) を行使できる土地の配分を受けるためには、村評議会に対する申請が要される。タンザニア国民が個人又は集団¹⁵⁾(第17条(1)項)として土地の配分を受けるためには「慣習的占有権」(Customary Right of Occupancy) を取得することが要される。なお、そのプロセスの詳細は以下に述べるが、契約による村土地の配分を通じ個人に対する「慣習的占有権」という権利が発生し、土地は国に帰属し、村評議会がその管理をしているとみなせよう。また、付与された「慣習的占有権」に基づく登記を義務付けてい

る点も重要な点である¹⁶⁾。

村評議会から配分 (allocation) を受ける対象は村人及び村人以外の人があるが、以下、a.村人、b.村人以外に分けその内容を記す。

なお「村土地法」施行以前から慣習的占有権は無期限であり、「村土地法」でもタンザニア国民に対して、原則的に無期限の「慣習的占有権」を認めている (第27条(1)項)。

a. 村人

「慣習的占有権」を村評議会に申請し、村人が全員参加し村評議会が提示する重要事項についての決定を行う場である「全村会議」(Village Assembly)を通じ村評議会の承認を得て(第8条(5)項)「慣習的占有権」の付与 (grant) が決定されれば書面にて村評議会から契約 (contract) の申し出 (offer) がある (第24条(1)項)。申請者がその契約の申し出を受領し、サインをして村評議会に対し申し出を受諾する旨返答しなければならない (第24条(2)項)。この返答が村評議会に届き初めて、「慣習的占有権」の付与 (grant of a customary right of occupancy) のための契約が締結されたことになる (第24条(3)項)。このプロセスを経て、「慣習的占有権の証明書」(certificate of right of occupancy) が申請者に付与される (第25条(1)項)。

なお、村内規定の面積¹⁷⁾を超えないこと、これまでの土地の占有状態が規則に従っていること、土地を生産的に利用するための知識を有していること (第23条(2)項(e)(i)(ii)(iii)(f)) 等が申請受理の条件である。

また、通常村に居住しない者も、申請に

関与しない村人の承認の獲得等により申請できる点は (第22条(2),(3)項) 慣習法による緩やかな規定を明文化したものである。ただし、原則的には過去にその村の人と結婚していたこと、家族がいること、その村で労働していることなどを条件とし何らかの形で村と関わる者に限定している (第22条(1)項、第29条(2)項)。

b. 村人以外

「村土地法」施行以前、慣習的な土地の所有は、当然に共同体の構成員でありその村共同体内に居住する者しかできなかった (James and Fimbo 1973:5)。「村土地法」は基本的にこうした慣習法を踏襲しながら、規定の明文化により「共同体の構成員」の枠を広げているようである。土地省の土地管理官 (commissioner for land)¹⁸⁾の指示を考慮し (第22条(2)項(b))、村共同体に対する貢献及び国家経済並びに福祉に対する貢献、村内の居住者の将来の土地利用を妨げない場所 (第22条(2)項(d)(ii)(iii)(iv)) 等を条件として村人以外の申請も認めている (第17条(1)項)。

(2) 使用、収益及び処分の権利

「村土地法」により、村での土地の使用は、基本的に農耕、牧畜、居住に限定される。「慣習的占有権」の使用は、土地をよい状態に保ち維持する、その地域における節約的な慣習的農耕の実施、その地域の慣習的な牧畜の原則に従った方法での牧畜、及び留守中の土地の維持管理の手配等 (第29条(2)項(a)~(f)) を条件とする。「村土地法」施行以前から慣習的に農耕、牧畜利用をした場合、その収益が認められてきた (青山

1967:20-21) 歴史及び農耕・牧畜利用は収益を得ることが前提となっていることに起因し、その収益は当然に認められるものと考えられる。

村土地の処分については、譲渡、転貸及び譲渡抵当 (mortgage) が「村土地法」に規定され、村人又は村に關係する村共同体構成員に対する譲渡に限り認められる (第30条(1)項)。譲受人は譲渡を受けることを60日前に村評議会に規定の書面を通じて知らせなければならない (第30条(3)項) という義務規定があるほか、譲受人が既に村規定の限度を超える占有面積を有することになる場合、その土地の相続人である女性の「慣習的占有権」を無効にすることになる場合¹⁹⁾、譲渡人本人又は彼の家族若しくは扶養者の生計を不十分にする場合には村評議会が譲渡を認めない (第30条(4)項(a)~(f)) という処分の制限がある。例外規定として、村人以外に対しても村評議会の承認の取得等の条件を満たした場合には譲渡先足りえる (第30条(2)項)。これは部族社会の時代において他集団に属する者に対しても、特定の儀式に従い構成員として認知されることを通じて、ある一定限度までの土地を譲渡する対象と成りえたことに由来すると思われる (青山 1963:313)。現代でも村との関連が承認されることを条件とすることから、基本的に土地譲渡を村共同体にとどめようとする意向が表れている (第22条(1)項、第29条(2)項)。

慣習的占有権の「派生的権利」(derivative right)²⁰⁾として規定される10年間を越えない「慣習的賃借権」(リース)または、村内に通常居住する村人に対する小口の譲渡抵当²¹⁾ (small mortgage) は村評議会の承認

なく設定できる (第31条(4)項)。「慣習的占有権」からは、50万タンザニア・シリング²²⁾以下の小口の譲渡抵当のみしか設定できない (「土地法」第113条(1)項、第114条(2)項) として50万タンザニア・シリングを超える小口でない譲渡抵当²³⁾については、「慣習的占有権」範疇でない土地、つまり「土地法」範疇の土地にのみ設定可能になっている。(「土地法」第111条)。「慣習的占有権」の小口の譲渡抵当については、債務者が債務返済を出来ずに譲渡抵当権が実行された場合でも、土地の売却対象者を原則として村人又は村人の集団に限っている (第30条(1)項)、第30条(2)項に、村評議会が承認する場合には通常村内に住居しない人又は集団も売却対象者に入るなど、ここでも前述のような拡大した村共同体構成員²⁴⁾内に土地を留めようとする傾向がみられる。基本的には土地の流出を村共同体構成員内にとどめようとする意向が見られ、外国人はもちろんのこと共同体構成員以外は売却対象者に含まれていない。従って、「村土地法」は、処分に際し、村共同体内に土地をとどめ、村を越えた経済関係の活発化を阻止する仕組みとなっていることが分かる。

(3) 明文化された「共同体的村土地」 (Communal Village Land)

「村土地法」第2条(1)項において、慣習的占有権により村共同体構成員に配分できる土地から区別し、個人の使用・収益及び処分権が認められない村内の「共同体的村土地」(Communal Village Land) が明文化されたことは、「村土地法」施行における重大な変化といえる。共同体の公益に基づき (a community and public basis) 使用される土

地として、村ごとにその範囲及び目的が決められ(第13条(1)、(2)項)、「村土地法」施行前から行われてきた土地利用の実態を追認することが可能であり、共同体的村土地として村で登記ができる(第13条(7)項)。なお、詳細は以下にゆずるが、タンザニアの共同体的村土地の場合、その公益の具体的内容は村ごとの実態に即した規則により異なり、薪炭材などの収集、放牧地及び予備的農耕地としての利用などが想定される。

3. 村土地法の例外規定

原則的に、外国人(non-citizen)は村土地の譲渡対象者たりえない(第30条(1)×2項)。しかし、村土地でない土地、つまり「土地法」が扱う公有地内の範疇である国立公園等を含む「保護地」(reserved land)又は「一般の土地」(general land)と区分される土地に対する「付与された占有権」に関しては、「1997年投資促進法」規定の投資目的の付与を受けることが可能である(「土地法」第20条(1)項)。そして「村土地」の転用(transfer)に関し、究極的には大統領が「国家利益」(national interest)又は「公共の利益」(public interest)の投資と判断する投資であれば、法定の手続き及び書式に従い可能である(第4条(1)×2項)。従って、大統領が国家利益又は公共の利益の投資と判断した投資目的の場合、村土地を「一般の土地」に転用でき、外国人が村土地であった土地を「付与された占有権」により占有できることになる。なお、「付与された占有権」は譲渡に際し、「慣習的占有権」のように事前に承認を受ける必要がなく、土地管理官への通知が要されるのみであり、「慣習的占有権」付与申請の手続きより簡易で

ある(第36条(2)×(3)項)。なお、外国人(non-citizen)がどのような人を指すのかの規定は無く曖昧であり、例えばタンザニア人と結婚した場合の権利はどうなるのか、というような疑問が浮かぶ。しかし、「土地法」及び「村土地法」を見る限り投資家としての外国人を念頭においている以外の詳細規定が無いことから、ここでは今後実態的な把握が要されるという問題指摘をするにとどめたい。

土地が潤沢で人口圧もなく、村人口が増えることがその村の繁栄の象徴として新参者が歓迎されたタンザニアの風景は過去のものとなった。現在では首都近郊の村を中心に、政治的権力者又はビジネスセクター等が、将来を見据え投機目的又は私財として土地を囲い込む動きもみられる²⁵⁾。こうした動きは、いまだに実施されていない「土地法」及び「村土地法」の知識を有するものだけが実際の法律の運用に先行して行っている行動である。上記のように、「村土地法」は原則として「慣習的占有権」の付与申請手続きの対象者を村共同体構成員に限り土地の散逸を防ぐ努力をしながら、例外規定として外国人を含む村共同体構成員以外にもその対象となる道を残している。これらの例外規定は、全体構造としては内部・外部の土地集積及び土地の商品化を制限する趣旨の「村土地法」規定において、「慣習的占有権」による村土地を獲得するための抜け道的な役割を果たすことが予想される。

以上が、タンザニア「村土地法」に規定される土地配分、使用、収益、処分権利及び例外規定の内容であるが、これを前述の総有論のミニ法人論的構造と比較検討す

ることを以下で試みる。

III. 「村土地法」規定のミニ法人論との比較考察

1. 村評議会のミニ国家的機能

「土地法」第4条(1)項の規定には、全国民の代表である大統領がタンザニアのすべての土地の受託者であることが明記される。村レベルでは、村評議会をトップとして村人に土地を配分し土地行政を行うという組織構成がある。これは、国の機構がそのまま村にあてはまるものであろう。村行政が土地を管理し、土地行政に関して村評議会はミニ国家的機能を備えているとみなせる。

さらに、外国人という部外者を排除し、村土地の「慣習的占有権」の対象者を基本的に村人又は村と関わる居住者に限定している。現在は村外にいても、なんらかの形で村と深く関わる者に制限している。つまり、村土地の「慣習的占有権」は、村共同体の構成員であるという認識及び状態に基づいている、といえる。

また、一元的に村評議会が土地を管理し、村評議会への申請を通じ条件項目をクリアした場合に村土地の慣習的占有が許可される。このことから、村人個人の持分は顕在化しておらず、常に村人個人に認められるのは村評議会の所有のものとの使用権にとどまるといえる。従って、村共同体構成員の持分は潜在的でかつ制限があるといえよう。

さらに、慣習的占有の期間は原則無期限であるが、土地が長期にわたり使用されない若しくは所有者が不在である場合又は土地の所有者が国外に行っている間の管理人が不在等(第45条(1)項)の場合は、配分可能な土地として村評議会に戻される(第45

条(9)項)ことになる。それゆえに、一片の土地が慣習的占有権により無期限又は一定の期間²⁶⁾だれかに帰属することとなっても、現実の使用がなくなれば村共同体の代表である自治組織に戻されることを通じて村に還元される仕組みであることが分かる。このような仕組みの根底には、土地は誰のものでもないという考えがあるようである。

以上から、タンザニアの村評議会が「村土地法」規定に従って管理統制を行い、団体構成員である村共同体の構成員は採取、収益という用益権の行使権能だけを有し、処分は制限的に可能といえる。

2. 入会地といえるタンザニアの共同体的村土地

前述の「共同体的村土地」では、薪炭材などの収集、遊牧民と農耕民が共に住む村共同体においては放牧地と予備的農耕地とに分けての利用などの実態が見られる²⁷⁾。「村土地法」施行後も、このような既存の事実が追認されることになろう。「共同体的村土地」は原則的に配分できない土地として村評議会の管轄下にあり、村共同体構成員の持分はなく用益権利用だけにとどまる。これらの事実から、我が国の民法典第294条規定の共有の性質を有しない他物権としての入会権と同じと考えられよう。「共同体的村土地」は村共同体構成員である入会集団・村共同体のみに入会権が認められる入会地といえる。

なお、入会地の共同体における利用における重大な問題と想定されうる事項の一つに過放牧があげられよう。入会地を様々な用途における村の共同利用の土地として保持するために、何らかの共同体における規

制が設けられていることは加藤（1996）により例示されている（加藤 2001:113-115）。従って、村人全員に持続的に利用されるためには、「共同体的村土地」においても放牧規制があることが当然予想される。「村土地法」規定により、村評議会は全村会議を通じて共同体的村土地の利用範囲及び利用計画を定めねばならず、村登記所（village registry）への登記義務²⁸がある（第13条（2）（3）（4）項、（6））他、具体的な利用規制はない。しかしスワヒリ語版「1999年村土地法普及ガイドライン」²⁹（URT2002c）には、「共同体的村土地」は共同体の仕事のため利用され（“Ardhi ya Makazi au matumizi ya jumuiya ambayo inaweza kutolewa”）、村人の貢献により（“uzingatie ushiriki wa wanakijiji”）村土地をよい使用³⁰（“matumizi bora ya Ardhi ya Kijiji”）しなければならない、という記述がある（URT 2002c:p.13）。このことから、共同体的村の土地は村共同体構成員が自由に使用できるのではなく、ある種の「貢献」を前提として「よい使用」をしなければならない義務があるといえる。こうした曖昧な表現となっているのは各村の事情を反映させた村ごとの規制に管理をゆだねているからだと思われるが、特に放牧規制については実態をみる必要があることを指摘しておく。

3. 「村土地法」の所有権の構造 総有論と信託構成

上記より、村全体の土地は村行政に管理統括され、団体構成員である村人は持分請求権を持ちえず、村人としての身分に基づき使用、収益、採取および制限のある処分の権利を持つのみであることが分かった。

そして、村共同体構成員から離脱する際に土地の分割請求はできず換価制限がある。さらに、村土地の中には入会地と呼べる土地もある。これらのことをまとめると、タンザニアの村土地所有には総有論のミニ法人論的構造があてはまると考えられる。

次に、「土地法」及び「村土地法」の最初の条項に記される「受託者」（trustee）が表す意味について考えたい。まず、タンザニア国土全体でみると大統領が土地の「受託者」である。そして、第8条（2）項により、村評議会が土地管理の「受託者」、村人が「受益者」（beneficiary）とされる。従って、村評議会が村土地の管理・運営を行い村土地に対する権原を取得しているものと理解できる。また、管理の「受託者」たる村評議会は「村土地法」に基づく義務を負い、受益者の利益又は公益その他の定められた目的のために信託財産である土地を管理しなければならない。

そして、条文規定上において、村土地の受益者となるためのさまざまな条件が設けられている。これらの事実により、村土地という信託財産をめぐる信託関係が成り立っていると考えられる。なお、国と村評議会間で信託が二重に存在するかのように見えるが、これについてふれた先行研究はない。また、タンザニア政府関係者はこれらの条項について、後からつけた枠組みに過ず深い意味の無いものと解釈しているようであるが、法的構造の詳細は後の研究で明らかにしていきたい³¹。ここでは、村土地は村評議会に信託財産としてその管理が任されているという認識にとどめたい。

4. タンザニアの村土地における総有論及び信託構成の意味

加藤(2001)は、チェロキ・ネイションには、土地について実質的にはミニ法人論があてはまり、部外者への土地流出を阻止するため処分に制限を設けることにより、部族共同体としての一体性を保っていることを述べた(加藤 2001:132)。チェロキ・ネイションが土地を総有とすることには、土地を譲渡する範囲を制限し共同体の一体性を保つという目的が見出される。

同様に、タンザニアにおける村という住民集団は、クニ的自治組織として政治的・行政的機能を果たすと同時に農業の生産活動の共同体及び生活の共同体としての機能を果たしている。これらの機能を果たし続けるためには、個々の構成員を超え団体としての持続性を保つことが重要である。団体としての持続性を保ち、農業の生産活動及び生活を営む場を安定して保つことを目的として、総有論がもたれていると考えられよう。タンザニアの「村土地法」規定では、二ヶ月以上前の書面による通知の必要を伴うこと、譲渡人本人及び家族の生計をも考慮に入れることにみられるように、村内の譲渡ですら活発化させない仕組みとなっている。

これらのことを総合すると、タンザニアの「村土地法」において信託構成のもとの総有論をとる目的は、村共同体内での土地の商品化並びに一極集中化を防ぐこと及び村共同体外への土地譲渡に制限を設け村共同体の一体性を保つことにあるといえる。加藤(1996)のいうところによる、団体の持続性を図ることが目的と考えることが自

然であろう。

村に居住しない者でもなんらかの村との関わりを条件として村共同体の構成員とすること、つまりは村共同体の構成員を限定すること、及び外国人は原則的に村土地の配分から排除されることから、部外者を除外しているといえる。このことは、村共同体のセイフティ・ネットの役割を維持し、団体的持続性を保つ意味があるといえる。なぜならば、タンザニアでは一般の人に対する社会福祉若しくは社会保障と呼べるようなものは皆無なのである。かかる状況下において、農耕基盤であり、生涯にわたり家族と共に暮らす住居を構える土地は唯一であり全てともいえる彼らの生産及び生活の基盤なのである。そしてタンザニアでは、村共同体内で起こる生産及び生活に関わる問題は村共同体内または拡大家族³²⁾内で解決されることが通常であり、万が一生産及び生活基盤を喪失する者が現われた場合にその者及びその家族の世話をすることになる共同体の負担は大きい。そのため、村共同体の結合を強く保ち、土地の流出を防ぐことが村共同体内並びに個人及び家族の利益になり、セイフティ・ネットの機能をも備えることになるといえる。

以上を踏まえ、信託構成により、信託財産である土地の活発な市場化の動きを制限し、総有論を実現し、村共同体としての団体の持続性を図るといふ、総有論と信託構成を組み合わせたものがタンザニアの村土地法の土地所有権構成であると考えられる。そして、繰り返しになるが、信託構成による制限のもとに総有論をとる目的は、セイフティ・ネット機能の維持を目的とした村共同体という団体の持続性にありう。

IV. タンザニア「村土地法」に期待される効果 外部への土地流出阻止と市場

1. 土地のセイフティ・ネットとしての機能

元来、タンザニアの村土地は、市場経済における商品として扱われるものからはほど遠いものであった。タンザニアの村人にとっての土地は、先祖代々住み続けた居住の地であり、農耕という生産および労働の拠点であり、都市に出て賃金労働に従事した末に解雇され戻って来て雨露をしのいで幾ばくかの食物を得られ肉体的安全をもたらしてくれるものであった。ポランニー(1975)の述べるように、土地にある経済的機能は土地の持つ多くの生活機能のうちの一つにすぎず(ポランニー 1975: 243)、本来は誰のものでもない自然の一部である。ところが、現在のタンザニアの土地は市場経済化される対象として扱われ得るか否かにばかり関心が向けられている。そこには世界銀行がその策定に主導的役割を果たしその内容に沿った国家政策を求め「貧困削減戦略書」(PRSP: Poverty Reduction Strategy Paper)(URT.2000b)に基づく世銀の圧力がある。タンザニア国家は、国の主産業である農業生産の向上のために民間投資を誘致し、民間投資家により安全に土地を提供できるシステム及び国家政策を求められてきたのである(Kiondo, A.S.Z 1999: 48)。また、貧困対策の根拠として一般的に言われるのが、農民が唯一持っている担保化可能なものは土地であり、土地の譲渡抵当化を容易にできる道が農民の現金獲得の実現のための方策である、ということである(URT 2001c:30)。

タンザニア農民が唯一持っている担保化可能なものが土地であるということは、裏返せば、彼らには土地しかないということでもある。そして、日本を含む多くの近代的所有権概念³³⁾を導入した国で考えられるような土地の商品化が日常化している世界と異なり、タンザニアにおける正式な土地の市場経済における扱いは「土地法」及び「村土地法」制定から始まったばかりである。従って、土地の適正価格の知識はほとんど普及しておらず、また土地に譲渡抵当を設定した場合、債権の返済に失敗したならばその土地が二度と戻ってこないという近代的所有権概念の世界では当たり前感覚は、商業都市を除きほとんど浸透していない。農民が適正価格と思われぬような現金と引き換えに簡単に土地を手放してしまうこと、それが二度と戻ってこないことをまったく自覚しないまま安易な現金獲得の方法として土地の譲渡抵当設定を行う傾向にあることはIzumi (Izumi 1997)の村落調査により示されるとおりである。このような状態では、土地の譲渡抵当設定の自由は、現金獲得の自由を農民に与えるのではなく、唯一であり彼らのすべてである土地を奪われる自由を与えるだけになる。これまで貧困問題とは言っても、ホームレスのような土地無しの貧困層は都市部だけに見られる問題であった。ところが、譲渡抵当設定が自由になると、このような状況を地方農村にまで広げ、結果的にタンザニア政府の直面する貧困問題を増大させることにもなりかねないといえる。貧困を緩和するための土地改革がかえって貧困を増大させる可能性があること、そしてアフリカ諸国に多くみられる村共同体を基盤とする土地

システムのセイフティ・ネットが土地無しの貧困層の増加を防ぐ役目を果たしている状況は世銀も認めつつあるところである（World Bank 1990:65）。この世銀のジレンマは、インフォーマルな制度-土地のセイフティ・ネット的な役割-もタンザニア全体でみれば貧困緩和に寄与する重要な制度であるという認識を踏まえ、現状に即した市場経済化政策を打ち出す手がかりともなり得るのではないだろうか。

重ねて述べると、タンザニアの村にとっての土地は、セイフティ・ネット的な役割を果たしており世銀が推し進めようとする市場経済化の一貫の商品という感覚からはほど遠く、馴染まないものである。このことはタンザニア政府自身も実感していることであり、土地譲渡になんらかの制限をもうけ村共同体内の一体性を保つことはセイフティ・ネット機能をできる限り弱めないために必要なことであった、といえる。

このようなタンザニア政府の認識と異なり、世銀をはじめとする土地の市場経済化推進の根底には、土地の商品化を阻害すると思われるものは取り壊され、土地はアトム化された個人を基礎として所有されることを当然とする考え方が垣間見られる。加藤（2001）が述べるように、南北戦争後にアメリカ合衆国が先住民の保留地の個々人に対する割り当てをはかったことに対し、先住民がこれに反発したのには、合衆国政府の市場経済化政策と市場経済化政策により壊されようとする伝統的な共同体の先住民文化との衝突とみなせよう（加藤 2001:29-30）。世銀が推進する市場経済化政策と村共同体を維持しようとする村土地法にも同様の構造が見出せるのではないかと。

2. 例外規定と市場への対応

以上、「村土地法」が市場化に対抗する構成をとっていることを述べてきた。しかし、外国人に対する土地譲渡の例外規定の存在は、先述のとおりである。第4条規定の「公共の利益」や「国家利益」に合致した投資ならば、村土地を一般地に転用して、外国人の投資目的の占有が可能となることは既に述べた。本来、「公共の利益」としては、村に住む農民の利益につながるものを期待する。しかし、大統領の判断に任せられ、いかようにも「公共の利益」や「国家利益」の解釈が出来るので、外資導入を広げる可能性があるのではないかと、という危惧もある。一般に、行政制度が未熟な国々においては、国家経済利益を優先するために、法律の運用段階でこうした問題が生じるケースが多々みられることから、タンザニアにおいてもそのような可能性がないとはいえない。ただし、未だ「村土地法」及び「土地法」の施行には至っておらず、運用段階でどうなるのかは不明である。それゆえ現段階では、運用次第でこのような問題が起こりうる可能性を示唆するにとどめたい³⁴⁾。

おわりに

以上、「村土地法」の所有権を総有論のミニ法人論的構造と比較しながら、その意味を明らかにすることを試みた。その結果、タンザニア「村土地法」は信託構想を備えた総有論のミニ法人論的構造と考えられる可能性があるのではないかと、ということを示す。そして土地所有において信託構成を備えた総有論をとる目的は、土地の処分を制限し共同体としての一体性を保つ

タンザニア「1999年村土地法」における土地所有権

ことにある、といえる。こうした措置をとる背景には、無防備な村共同体の構成員が市場経済化に取り込まれ、村共同体全体の損益につながりかねない可能性を回避する必要性がある。

国の制度基盤が整備されておらず社会保障または社会福祉がほとんど皆無のタンザニアにおいて、村共同体全体が村共同体構成員の生活のすべてである土地を失うことを回避することは、村共同体が被る損益を防ぐことでもある。こうした現実において、使用、収益および処分に制限や条件を付し、信託構成及び総有論のミニ法人論で土地の安全をはかることは、タンザニアの村においては自分たちの利益を守る方法であったといえる。このことは、近代的所有権の導入がされておらず、国の制度基盤が未整備な他の国々にもあてはめられることであるとする。

注

- 1) 「村土地法」は310頁におよぶ66条で構成され、現在修正中の「村土地法」施行に関する書式規定 (URT.2001b) は、全79頁で50の書式を提示する。
- 2) たとえば、ビジネスに関連の深い法律をレビューするプログラム (Danish Embassy 2001) (デンマークの資金拠出による報告書) における「土地法」の譲渡抵当 (mortgage) 設定における課題の指摘 (Danish Embassy 2001:39-44) などがある。
- 3) 「土地法」は515頁におよぶ全186条で構成され、現在修正中の「土地法」施行に関する書式規定 (URT.2001a) は165頁 (72の書式を提示) で構成される膨大なものである。
- 4) 「村土地法」及び「土地法」(公用語である英語版) の印刷部数の不足は1999年以来解決されておらず、未だに全村 (10,832カ村あるといわれている) に

法律が行き渡っていない。また、例えば法律が配布されたとしても一般のタンザニア国民はスワヒリ語しか介さないことからスワヒリ語訳の作成及び配布準備も必要とされる。さらに、村評議会において土地に関わる法手続きを全て行うためには、膨大な (注1.及び3.参照のこと) 両法の内容の熟知が前提となるため、土地省トレーナーによる訓練が必要とされるが、トレーナーによる「村土地法」普及プログラムは、2002年にパイロット的に開始されたばかりである (2002年8月28日 土地省、国家土地計画委員会 (National Land Use Planning Commission) の計画・調査局長 (Director of Physical Planning) の Mr. Gerald Mango へのインタビューによる)。

- 5) タンザニアの地方行政区分は、大きい方から州 (Region)、県 (District)、郡 (Division)、区 (Ward)、村 (Village) である。村の中をさらに何世帯かごとのまとまりに分けられた村区 (Kitongoji) という単位もあるが、「地方政府法」に基づく行政の最小単位は村になっている。
- 6) 2002年に土地省がモロゴロ州キロンベロ県で実施した村土地法トレーニングプログラム報告書 (URT.2002a) によると、同プログラム対象の村には30~1,386世帯、同県の平均世帯人数は5.6人との結果があることから人数を導き出した。なお2002年実施の国勢調査 (URT2002b) があるが、村レベルの詳細については不明である。
- 7) 植民地になる前、人々はエスニック・グループを基調に親類・大家族 (大家族については注32参照のこと) を単位として集落をなしていた。70年代のウジャマー集村化政策により強制移住をさせられた人々もいるが、多くの者が元の居住地へと戻ったと言われること及び貧しい州での徹底した政策実施に対し比較的豊かで農業生産等が安定した州ではほとんど移住が実施されなかったことなどの事情により、タンザニア全土を通したウジ

ャマーの影響の一般化は難しい。しかし、ウジャマーによる変化の有無にかかわらず、また各地域による差異はあるものの、親類・拡大家族を基盤とした共同体が行政区分により作られた村の土台となっている。

- 8) ここでいう近代国家とは、後述するようなタンザニアの対極にある国を表す。つまり生産、消費、生活等人々の生活の営みのほとんどが村共同体を基盤とする集団の中に埋没するタンザニア社会と対極である個人主義及び資本主義経済社会システムにより成り立つ国である。当然、タンザニアも議会、行政及び司法制度を備えているが、それらのものは国際社会の仲間入りを果たすためにまとう外皮にすぎず、未だに人々の基盤は村共同体にあるということを述べておく。
- 9) 我妻（1961:122,124）をはじめとし、積極的ではないが星野（1980:132）など。また学説は分かれるが共同相続財産も合有とする説がある。
- 10) 組合の規定でみると合有持分は、共同の事業を営む目的（民法第676条）に基づき、組合の存続期間中、分割請求が禁止されている（民法第676条2項）。
- 11) 加藤（2001）は北米、南米、アフリカ、インド等で見られる土地所有の具体的事例を示している（加藤 2001:130-139）。
- 12) 加藤（2003）は行政村以前の小さなムラを指す（加藤 2003:320）。
- 13) 1939年制定のConstitution of the Cherokee Nationのこと。チェロキ憲法第1条(2)節において土地が共有財産（common property）であること、土地の権利がチェロキ・ネイションの市民としての権利と直結したものであることなどが規定されている。（<http://www.yvwiiusdinvoihii.net/history/CherConst1839.htm> に掲載）
- 14) Right of occupancy を「占有権」と訳すと日本の民法典規定の「占有権」を想定するため、こ

こではこのように権利の内容を表した。以下、占有権と記す箇所についても「制限のある使用、収益及び処分の権利」を内容としていると考えていただきたい。「村土地法」及び「土地法」制定以前における「制限のある使用、収益及び処分の権利」を慣習的占有権と表記し、「村土地法」及び「土地法」規定の「制限のある使用、収益及び処分の権利」を括弧つきの「慣習的占有権」と表記し区別する。

- 15) 「村土地法」第22条(1)及び(3)項により個人又は集団が土地配分の対象となる。法文規定より集団は家族、機関、法人などを含む。
- 16) 現在まで、「土地法」の施行はされておらず、当然判例もないので登記の役割の詳細は不明であるが、第三者に対する公示の目的があることは法規定から明らかである。
- 17) 「村土地法」において、上限面積についての規定が特にならないことから各村での規則にゆだねられることとなると推定できる。
- 18) タンザニアの土地省において、土地の管理運営の実質的な責任者である。
- 19) 将来、その土地を相続し慣習的占有権を有することになる女性がいる場合、それを無視して譲渡してはならない、ということと解釈できる。一般的に女性の権利が低く扱われる傾向にあるタンザニア社会において、女性の権利保護を目的とする一文である。
- 20) 「土地法」及び「村土地法」にて慣習的占有権から派生して創設できる「慣習的賃借権」(リース) 用益権 (usufruct)、「準慣習的賃借権」(サブリース) 免許 (license) 及び用益権 (usufructuary right) を「派生的権利」(derivative right) と規定している(第2条)が、これはタンザニア独自の言葉及び概念であると思われる。同法規定において免許 (license) 及び用益権 (usufructuary right) の規定がなく、具体的に何を指すのかは不明であ

タンザニア「1999年村土地法」における土地所有権

- る。
- 21) 譲渡抵当について、「村土地法」規定において債権の譲渡抵当だけを指しているの、一般の英米法概念とは異なるように見えるが詳細は不明である。
- 22) 1ドル=1,033タンザニア・シリング(2003年8月20日)(Bank of Tanzania Indicative Foreign Exchange Market for 22-28 August, Business Times 22 August, 2003)
- 23) 小口の譲渡抵当がsmall mortgageと表記される以外は、mortgage という表記しかないのこのような表現とした。
- 24) 前述のように、「村土地法」規定によると、村共同体構成員の枠を広げ、村となんらかの関係を有する人をも含め村共同体構成員としており、これを拡大した村共同体構成員とここでは表す。
- 25) 2002年の調査における商業首都ダルエスサラーム近郊の村役場に対するインタビューによるが、商業首都ダルエスサラームに比較的近くまた幹線道路へのアクセスが容易な村では囲い込みがみられた。
- 26) 派生的権利の場合に一定の期間を設けることもある。
- 27) 2002年9月12日Coast州、Chalinze, Mgindo村役場における村長及び村評議会員へのインタビューによる事例があるが、牧畜民と農耕民が共に住む村では典型的な利用といえる例である。
- 28) 注16と同様に、登記はそれが義務付けられ、その目的は規定に従った使用にある(第13条(6)項)がその他の詳細は不明である。
- 29) 「土地法」及び「村土地法」は公用語である英語版しか存在しない。しかし、ほとんどのタンザニア国民は母語であるスワヒリ語しか解さないことから、2002年にスワヒリ語と現地風の挿絵で村人にわかりやすく「村土地法」の知識普及を目的とし作成されたのが「村土地法普及ガイドライン」である。全800ページ以上にのぼる「土地法」と「村土地法」から村人に直接関係のある個所及びタンザニア政府が強調したい個所が抜粋されていると思われる。今後、モデル地域でのパイロット的普及活動を終えた後、タンザニアの全村(10,832カ村あるといわれている)への同ガイドライン配布が予定されている(2002年8月28日 土地省、国家土地計画委員会(National Land Use Planning Commission)の計画・調査局長(Director of Physical Planning)のMr. Gerald Mango へのインタビューによる)。
- 30) 括弧書きで“Wadamu mbalimbali kwa kujali jisia, rika n.k.”「ジェンダー、年齢など様々な事項を考慮し」と書いてある。
- 31) これが副信託と呼べるものなのか、または国と村評議会との間の契約に基づく関係なのかなどについて、その意味するところと併せて後の課題としたい。
- 32) タンザニアの人口の3割以上はイスラム教徒といわれ、彼らは4人まで妻を持つことができる。また一般に婚姻制度が外形的でありほとんどの人が婚姻届に基づかない婚姻生活をしているため正式の婚姻関係にある妻・扶養者およびそれ以外という区別がつけにくい。そして、そうした区別をあまり重要視せず家族と表現する傾向にある。スワヒリ語で「家族」を表す“familia”といった場合、これらすべてを含み非常に広い範囲にわたることを拡大家族と表す。
- 33) 解釈は多岐に渡るが、ここでいう「近代的土地所有権概念」とは、タンザニアのような使用、収益及び処分に制限のある権利の対極と考えていたきたい。具体的には、世界銀行が「貧困削減戦略書」に沿って求めているような、ゲヴェーレと関係なく自己が自由に使用、収益及び処分のできる権利を表す。
- 34) 大統領による濫用と同様に、村評議会の権力濫

用による村内の土地集積及び村内の有力者に対する権力集中の可能性も考えられなくはない。しかし、現在、「村土地法」が施行されていないことから、そうした可能性もあることを述べるにとどめる。

引用文献

- 青山道夫.1963.『アフリカの土地慣習法の構造』アジア経済研究所.
- 雨宮洋美.2003.「タンザニアの共同体的土地所有-「1999年村土地法」の考察-」『アフリカ研究』第63号(掲載予定).
- Danish Embassy.2001. *Business Sector Programme, Consultancy Service for Reviewing Legal and Practical Aspects of Insolvency Law in the Context of Tanzanian Mainland*, Dar es Salaam: Mkono & Co.
- 星野英一.1980.『民法概論II(物権・担保物権)』良書普及会.
- 石田文次郎.1967.『民法研究 I』弘文堂書房.
- Izumi, Kaori.1998. *Economic Liberalisation, and Land Question in Tanzania*, Ph. D Dissertation for Roskilde University.
- James, R.W., Fimbo, G.M. 1973. *Customary Land Law of Africa*. Dar es Salaam: East African Literature Bureau.
- Kiondo, A.S.Z. 1999. "Structural Adjustment and Land Reform Policy in Tanzania: A Political Interpretation of the 1992 National Agricultural Policy", in Forster, P.G. and S. Maghimbi (eds.), *Agrarian Economy, State and Society in Contemporary Tanzania*, Aldershot: Ashgate.
- 戒能通孝.1958.『入会の研究』一粒社.
- 戒能通孝.1977.『入会』(戒能通孝全集第V巻)日本評論者.
- 加藤雅信.2003.『新民法体系 II 物権法』有斐閣.
- 加藤雅信.2001.『「所有権」の誕生』三省堂.
- 加藤雅信.1996.「総有論、合有論のミニ法人論的構造」『日本民法学の形成と課題 上』加藤雅信・瀬川信久・廣瀬久和・内田貴・(編)有斐閣: 153-193.
- 川島武宜.1968.「「ゲルマン的共同体」における「形式的平等性」の原理について 特に我が国の入会権との関連に焦点を置いて」川島・松田編『国民経済の諸類型』岩波書店: 773-795.
- 川島武宜.1987.『新版 所有権の理論』岩波書店.
- 黒木三郎.1988.「入会権研究の法社会学的位置づけ」『法律時報』47巻(9): 30-40.
- Polanyi, K.1945. *The Great transformation*, 2nd, Beacon Press, 1957. 吉沢英成・野口健彦・長尾史郎・杉村芳美訳.1999.『大転換』東洋経済新報社.
- Sijaona, T.Salome. 2002. *Country Case Study: Tanzania*, Paper presented at Regional Workshop on Land Issues in Africa, Kampala, Uganda, April 29 - May 2, 2002, organized by the World Bank Research group.
- The United Republic of Tanzania. 1999. (The United Republic of TanzaniaをURTと表記する:URT.1999a) *The Village Land Act, 1999*, Dar es Salaam.
- The United Republic of Tanzania. 1999. (URT.1999b) *The Land Act, 1999*, Dar es Salaam.
- The United Republic of Tanzania. 2000. (URT.2000a) *Local Government Laws, Revised, 2000*, Dar es Salaam.
- The United Republic of Tanzania. 2000. (URT.2000b) *Poverty Reduction Strategy Paper*, Dar es Salaam.
- The United Republic of Tanzania 2001. (URT.2001a) *The Land Regulations, 2001*, Dar es Salaam.

タンザニア「1999年村土地法」における土地所有権

The United Republic of Tanzania 2001.
(URT.2001b) *The Village Land Regulations, 2001*,
Dar es Salaam.

The United Republic of Tanzania 2001.(URT.2001c)
Agricultural Sector Development Strategy, Dar
es Salaam.

The United Republic of Tanzania, National Land
Use Planning Commission.2002. (URT.2002a) *A
Report for Village Leaders on Village Land Act
and Village Land Use Planning*, National Land
Use Planning Commission,Dar es Salaam.

The United Republic of Tanzania 2002.(URT.2002b)
2002 Population and Housing census.
<http://www.tanzania.go.tz/census/> (3 August,
2003)

The United Republic of Tanzania, Jamhuri ya
Muungano wa Tanzania.2002. (URT.2002c)
*Mwongozo wa kutoa elimu ya sheria ya ardhi ya
vijijivya mwaka1999*, Dar es Salaam.

Yoshida,Masao. 2002. *Land Tenure Reform under
the Economic Liberalisation Regime
Observations from Tanzanian Experiences*
paper presented at the international confer-
ence on Council for the Development of Social
Science Research in Africa, Kampala, Uganda,
December 8-13, 2002, organized by the-
CODESRIA.

渡辺洋三.1993.「川島法学と入会権・温泉権」『法律
時報』65巻(1): 46-51.

我妻栄.1961.『新版 民法』勁草書房.

World Bank. 1990. *World Development Report 1990*,
Washington D.C.: World Bank.

World Bank.1994. *Tanzania Agriculture Sector
Memorandum*, Washington D.C.:World Bank

World Bank.2002.*World Development Report 2002*,
Washington D.C.:World Bank